

社会福祉法人 至誠会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 至誠会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人与委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として現金手渡し、又は振込にて支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費においては、その実費分を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会の出席以外の日において、法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

4 交通費においては、その実費分を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 交通費においてはその実費分を支払うことができる。

(報酬額)

第6条 役員及び評議員の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

理事長 5,475,000円

理 事 3,650,000円

評議員 3,650,000円

監 事 3,650,000円

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和4年4月1日より適用する。

別表 役員報酬（日額）

名 称	報酬
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円
理事長業務報酬	15,000円
理事及び評議員業務報酬	10,000円
監事監査指導報酬	10,000円

(税金は含まれないものとする)